

監 査 報 告 書

令和元年5月21日

学校法人 正眼短期大学

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

監事 石原強兵衛
監事 前野昭道

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人正眼短期大学の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に關し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上